

持続可能なスポーツイベントを実現する NGO/NPO ネットワーク (SUSPON) 規約

2018 年 11 月 1 日

(名称)

- 第 1 条 本会は、「持続可能なスポーツイベントを実現する NGO/NPO ネットワーク (SUSPON)」
(以下「SUSPON」という。)と称する。
- 2 英文名称は Sustainable Sport NGO and NPO Network とする。
- 3 略称は SUSPON (サスポン) とする。

(目的)

- 第 2 条 本会は、実践活動と提言活動により、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下、東京 2020 大会) を持続可能な大会とすることをきっかけに、日本や世界の持続可能な社会づくりを促進することを目的とする。

(活動内容)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動・事業を行う。
- (1) 東京 2020 大会の運営等における持続可能性達成のための調査・研究及び政策提言
 - (2) 東京 2020 大会の運営等における持続可能性達成のための普及・啓発及び行動の喚起と実践
 - (3) 東京 2020 大会の運営等における持続可能性達成のための市民社会団体、民間企業、研究機関、国際機関、政府機関等の連携と協力の強化
 - (4) 東京 2020 大会の運営等における持続可能性達成に取り組む民間企業、市民社会団体、研究機関、国際機関、政府機関等に対する助言と問題解決策の提示
 - (5) その他東京 2020 大会の運営等における持続可能性達成に必要な活動・事業や関連分野の活動・事業

(会員)

- 第 4 条 本会は、以下の会員をもって組織する。
- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、本規約を遵守する非営利団体 (公益法人、NPO 法人、任意団体)。
 - (2) パートナー会員：本会の目的に賛同し、本規約を遵守する民間事業者や行政で、運営委員会に認められていること。
- 2 本会への加入を希望する団体・組織は、その旨を書面により提出し、運営委員会に承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、書面により届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各項のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員を除名することができる。
- (1) この会の信用を著しく害し、またはこの会の規約に反する行為があった時
 - (2) この会の会員としての義務に違反した時

(3) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じること認められる時

(会費)

第5条 会員は、運営委員会の定めに基づき会費を支払わなければならない。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

(1) 運営委員：代表1名、副代表1名、事務局長1名を含む

(2) 会計監査2名

2 運営委員及び会計監査は正会員の中から総会で選出する。

3 運営委員及び会計監査の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 代表は、本会を代表し、運営に当たる。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のある時はその職務を代行する。

6 事務局長は、事務局を代表し、会計業務を含む当会の事務を処理に当たる。

7 運営委員は、代表及び副代表を補佐し、本会の運営に当たる。

8 会計監査は会計の業務を監査する。

9 代表、副代表、事務局長及び運営委員で構成する運営委員会を設置し、運営方針、活動計画及びその他本会の運営に関する重要事項を協議する。

(総会)

第7条 総会は、代表が招集し、総会の議事を総理する。

2 総会は、次の次号を決定する。

(1) 役員の選出に関する事項

(2) 運営方針及び活動計画に関する事項

(3) 規約の制定及び改廃に関する事項

(4) その他の本会の意思決定に関する重要事項

3 総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は代表の決するところによる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラム内（東京都台東区蔵前3-17-3-8F）に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、代表が定める。

附則

この規約は、2018年11月1日から施行する。

以上